

○佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱

平成21年3月24日教育委員会告示第7号

改正

平成23年11月30日教委告示第19号

平成27年3月24日教委告示第11号

佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱 (設置)

第1条 国史跡龍岡城跡（以下「龍岡城跡」という。）の保存整備の基本構想の策定及び整備活用に関する事項について意見を聴くため、佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

(1) 龍岡城跡の保存整備の基本構想の策定に関すること。

(2) 龍岡城跡の整備活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日教委告示第19号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日教委告示第11号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。